

平成19年10月23日

私金立替制度について

私金立替については、現在、本学で以下のように取扱っている。

○私金立替について

- ・私金立替は、「真に緊急でやむを得ない場合」に限り認めるものとする。
- ・部局の長は、立て替えようとする者からの申請により「真に緊急でやむを得ない場合に該当するか判断するものとする。
- ・部局の長が、「該当しない」と判断した場合は、その旨を立て替えようとする者に通知する。（自己負担となる。）
 - 【判断基準】・契約事務手続を経て購入等ができないか。
 - ・仮払い又は前払いの事務手続きができないか。

なお、具体的な例として、概ね次に掲げる経費が該当する。

- ・外国で支払う少額な経費 —
 - ・書籍、資料等
 - ・接遇費
 - ・雑誌への投稿料及び別刷
- ・国内で支払う経費 —
 - ・自動車の燃料費、有料道路の通行料、タクシーの借上料、駐車料
 - ・電話料及び電報料
 - ・会食
 - ・施設への入場料
 - ・外国雑誌への投稿料及び別刷
 - ・その機を逃したら入手が困難な書籍・資料等の購入費及び文献複写料
- ・その他 —
 - ・Webのみの注文受付で、カード決済の場合
 - ・期間限定での特別な値引きがあり、通常の支出手続では間に合わない場合

平成 28 年 11 月 25 日

各部長の長 殿

財 務 部 長

私金立替の取扱いについて

私金立替制度については、平成 24 年 3 月 1 日付け「私金立替の取扱いについて」で通知されているところではありますが、一部手続きの見直しを行い、本通知日以降は、別紙のとおり取扱いますので、よろしくお願ひします。

<担当>

財務部財務企画課財務総括係

川端，四辻

TEL：076-264-5044，5046

FAX：076-234-4020

e-mail：fisokatu@adm.kanazawa-u.ac.jp

私金立替の取扱いについて

○私金立替手続きについて

- (1) 私金立替請求を行おうとする場合は、事前に私金立替承認申請書（様式 1）を提出しなければならない。ただし、下記に列挙した項目については、私金立替承認申請書を省略できることとし、予算執行支援システムに電子伝票を入力したうえ、立替後に私金立替請求書（様式 2）と領収書等の証拠書類を担当係へ提出するものとする。
- (2) 緊急を要する場合等で事前に入力できない場合は、立替後速やかに手続きを行うこととする。
- (3) 私金立替請求は、請求者が支払いを行った年度内に行わなければならない。ただし、補助金等において、特別に定め等がある場合は、その規定等に従うこととする。
- (4) 補助金等によっては、研究費等使用ルールが異なる場合があるため、請求の際には十分留意すること。

【私金立替承認申請書を省略できる項目】

- ・国内外で支払う以下の経費項目
 - その機を逃したら入手が困難な書籍類の購入費及び文献複写料
 - 学会等年会費・参加料
 - 外国雑誌への投稿・掲載料及び印刷料
 - 海外出張時における旅行保険料（一部負担）
 - 海外で予期せず支払う必要が生じた経費
 - 自動車の燃料費・有料道路の通行料・駐車料

○学会等年会費・参加料の取扱いについて

- (1) 私金立替請求が出来る年会費は本学の会計年度中に学会等の会期を含むものに限る。また、参加料に係る請求は立替えた時点で行うこと。
- (2) 次年度に開催される学会等参加料及び会期が次年度から開始される学会等年会費について、その支払が当年度中から可能であれば請求することができる。
- (3) 次年度へ継続する予定がある補助金等において、次年度に開催される学会等参加料を当年度中に請求できない場合は、研究者が一時的に立て替え、次年度の補助金等受領後に請求することができる。
- (4) 参加料請求後、学会等への参加が出来なかった場合は、参加料返納の有無に関わらず、速やかに担当係へ連絡すること。

○私金立替請求時の証拠書類について

- ・消費税法に基づき、立替時の証拠書類については以下のとおりとする。

《私金立替による支払先が国内の学会・企業等の場合》

①原則として、支払先から発行される領収書（原本）を証拠書類とする。

ただし、学会の年会費、参加料等で、消費税がかからないものについては、クレジットカード会社からの利用明細書等を証拠書類とすることが出来る。

②領収書（原本）を証拠書類とすることが困難な場合については、クレジットカード会社からの利用明細書等を仮の証拠書類として提出し、領収書が発行された時点で証拠書類として担当係へ提出すること。（消費税がかからないものを除く）

③なお、証拠書類に関し不明な点は必ず担当係へ相談すること。

《私金立替による支払先が海外の学会・企業等の場合》

クレジットカード利用の場合はクレジットカード会社からの利用明細書（原紙）、又は支払先からの領収書（原紙）をもって証拠書類とする。

○クレジットカード会社からの利用明細書の取扱いについて

- (1) Web明細サービス等において、クレジットカード会社が立替えた者に請求を行ったと判断できるものであれば、請求が確定されているものとみなし、その画面印刷を原紙として取扱うこととする。
- (2) 原紙の提出が困難な場合、担当係長が確認し、原紙と写しが相違しないことを証明する。その際は、写しに「原本と相違ないことを証明する」旨の文言に加え、確認日、確認者の所属・職・氏名を記入の上、押印すること。

【参考】 国税庁HPより

カード会社からの請求明細書

【照会要旨】

法人カードを利用している場合には、カード会社から一定期間ごとに請求明細書が交付されますが、この請求明細書は消費税法第30条第9項《仕入税額控除に係る請求書等の記載事項》に規定する請求書等に該当するのでしょうか。

【回答要旨】

クレジットカード会社はそのカードの利用者に交付する請求明細書等は、そのカード利用者である事業者に対して課税資産の譲渡等を行った他の事業者が作成・交付した書類ではありませんから、消費税法第30条第9項に規定する請求書等には該当しません。

しかし、クレジットカードサービスを利用した時には、利用者に対して課税資産の譲渡等を行った他の事業者が、「ご利用明細」等を発行しているのが通常です。

この「ご利用明細」等には、1 その書類の作成者の氏名又は名称、2 課税資産の譲渡等を行った年月日、3 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容、4 課税資産の譲渡等の対価の額、5 その書類の交付を受ける者の氏名又は名称が記載されていることが一般的であり、そのような書類であれば消費税法第30条第9項に規定する請求書等に該当することになります。

【関係法令通達】

消費税法第30条第7項、第9項

平成24年3月15日

各部長の長 殿

財 務 部 長

海外出張時における旅行保険料の支出について

海外出張時に個人で加入する旅行保険料については、従前、特別な取決めのある外部資金等を除いて公費等での支出は認めておりませんでした。が、「教職員保護」及び「危機管理」の観点から、別紙のとおり支出基準を作成しましたので、貴所属教職員等に周知願います。

担当：財務総括係 各務（5046）
fisokatu@adm.kanazawa-u.ac.jp

海外出張時における旅行保険支出基準

1. 趣旨

海外出張時における病気治療等の費用は、共済や労災等の公の保険制度では十分な補償が受けられない状況となっているため、「教職員保護」及び「危機管理」の観点から、公費等による支出を認めることとする。

2. 立替のできる保険内容及び保険金額

・立替のできる範囲

⇒本学の用務により海外出張を行う際に個人で加入した保険内容のうち、「治療・救援」に相当するもの

・立替のできる保険金額

⇒加入した保険内容のうち、「治療・救援」部分の金額とする。

ただし、総合保険のように死亡時保険等と合算され、経費を分ける事が不可能な場合については、実際に支払った保険料の範囲内で、保険加入期間1日あたり200円を上限として支出できる

3. 手続き

保険に加入したことが証明できる書類（保険加入期間、加入内容及び保険料が掲載されているもの）の写しを証拠書類として添付して私金立替請求を行う。なお、私金立替承認申請書は省略できるものとする。経費が他の保険内容と合算され、経費を分ける事が不可能な場合は、保険金額算定表（別添）もあわせて添付することとする。

ただし、平成23年6月1日から本通知日までの海外出張出発分において、保険に加入したことが証明できる証拠書類等が残っていない場合、①旅行命令書の写し ②本人からの申告書 ③加入内容や金額がわかるパンフレット等（可能な限り）④保険金額算定表をもって請求することが出来る。なお、不明な点がある場合は必ず事務担当係へ連絡すること。

4. 適用日

平成23年6月1日以降出発分から

5. その他

- ・補助金等の外部資金において、特別に保険料等についての条件がある場合は、それを優先する。

(参考) Q&A

Q1：保険には加入したが、治療・救援の内容が含まれていない場合は、請求できるか。

A1：今回の支出の目的は「治療・救援」の内容についての支援であるため、支出できません。ただし、内容が「治療」と「救援」とに分かれており、どちらか一方が含まれている場合は、請求可能です。

Q2：学生等の分についても請求できるか。

A2：本学の用務として旅行依頼を行っている場合は、請求できます。

Q3：他大学等からの依頼出張に際し、保険料のみ本学の経費から支出できるか。

A3：本取扱いは、「教職員保護」及び「危機管理」の観点から行われるものです。たとえ他大学等からの依頼出張であっても、本取扱いに沿って支出することは可能です。

Q4：補助金の実施要領に「海外出張時の保険金の支出が可能」と明記がある場合、金額の算定はどうなるのか。

A4：補助金の取扱いに準じてください。

Q5：補助金により海外出張するが、その補助金では海外保険料の支出を認めないことが取扱要領に明記されている。その場合、他の経費から支出してもいいか。

A5：基盤研究経費等や寄附金からの支出は可能です。

ただし、補助金の種類によっては、決算報告時に自己負担分として計上する必要性が生じる可能性があります。

Q6：科研費（補助金分・基金分）からの支出は可能か。

A6：「渡航先の国や地域において入国の際に保険加入が義務付けられている」場合については、直接経費からの支出が可能です。義務付けられていない国や地域に渡航した場合は直接経費からの支出はできません。

保険金額算定表

請求者

部局

職

氏名

旅費申請番号

2-

電子伝票番号

《保険加入期間について》

保険加入期間	~
--------	---

A: 保険加入日数

0

日間

C: 算定期間(A-B)

0

日間

上記のうち、私用 期間等除外期間	~
---------------------	---

B: 除外期間

0

日間

《保険加入内容について》

治療・救援保険加入確認

《請求額の算定について》

【治療・救援のみの金額が不明な場合】

D: 保険加入金額総額

円

E: 暫定金額(C*200)

0

円

※DとEを比較して金額の低い方を請求額とする。

算定金額

0

円

保険金額算定表(記入例)

請求者

部局	財務部財務企画課
職	〇〇
氏名	△△ △△

旅費申請番号 2- 050000 × × × ×
 電子伝票番号 × × × × × × × ×

加入期間は必須入力

《保険加入期間について》

保険加入期間	平成 24 年 01 月 10 日
	~ 平成 24 年 01 月 20 日

A: 保険加入日数
 11 日間

C: 算定期間(A-B)
 9 日間

上記のうち、私用 期間等除外期間	平成 24 年 01 月 11 日
	~ 平成 24 年 01 月 12 日

B: 除外期間
 2 日間

《保険加入内容について》

治療・救援保険加入確認

出張の途中に「私用」等がある場合は入力。ない場合は空欄。

《請求額の算定について》

D: 保険加入金額総額
 及び F: 治療・救援費用
 額が不明な場合は、
 空欄としてください。

【治療・救援のみの金額が不明な場合】
 D: 保険加入金額総額 0 円
 E: 暫定金額(C*200) 1,800 円
 ※DとEを比較して金額の低い方を請求額とする。

算定金額 1,800 円